

9 経営力向上関連保証

経営力向上関連保証は、主務大臣から「経営力向上計画」の認定を受け、計画に従って経営力向上にかかる新事業を実施する中小企業者・小規模事業者の皆さまを対象とする保証です。

対象となる方	中小企業等経営強化法第13条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出して認定を受け、計画に従って経営力向上にかかる事業を実施する方
資金使途	運転資金および設備資金 (注)認定経営力向上計画に従って行われる新事業活動の実施に必要な資金に限ります。
保証限度額	①普通保証 2億円(組合等4億円) ②無担保保証 8,000万円 ③無担保無保証人保証 2,000万円 ④新事業開拓保証 3億円(組合等6億円) ※新事業開拓保証の一般分およびその他の特例分を含みます。 ⑤海外投資関係保証 3億円(組合等6億円) ※海外投資関係保証の一般分およびその他の特例分を含みます。
保証期間	運転資金:原則として5年以内(うち据置期間1年以内) 設備資金:原則として7年以内(うち据置期間1年以内)
貸付形式	証書貸付
返済方法	原則として、元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	原則として、保証金額が8,000万円超の場合には有担保
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
保証料率	年0.70% (注)併用する保証により料率は異なります。詳細につきましては経営支援室 創業・経営支援課までお問い合わせください。
保証割合	責任共有制度対象
必要書類	所定の申込書類のほか、認定経営力向上計画(認定を受けた経営力向上計画にかかる認定申請書の写し)の添付が必要です。 なお、新事業開拓保証、海外投資関係保証を利用する場合は、以下の書類の添付が必要です。 ①新事業開拓保証を利用する場合 ア 新事業であることを証する書面(認定申請書等) イ 新事業の開拓に関する計画書 ②海外投資関係保証を利用する場合 ア 海外直接投資に係る証券取得に関する計画書(外国法人発行の証券等の取得に係る資金の場合) イ 海外直接投資に係る金銭の貸付けに関する計画書(外国法人に対する金銭の貸付けに係る資金の場合) ウ 外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書(外国における支店等の設置又は拡張に係る資金の場合) エ 海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書(従業員教育、調査に係る資金の場合)
お問い合わせ窓口	経営支援室 創業・経営支援課(TEL 078-393-3920)

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援室 創業・経営支援課までお問い合わせください。